

<input type="checkbox"/>	_____

偽証罪に関する次の【見解】に従って後記1から5までの【記述】を検討し、誤っているものを2個選びなさい。

【見解】

A説：偽証罪は、宣誓した証人が客観的事実に反する陳述をした場合に成立する。

B説：偽証罪は、宣誓した証人が自己の記憶に反して陳述をした場合に成立する。

【記述】

1 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述したが、それが客観的事実に合致していた場合、A説によれば、偽証罪は成立しない。

2 上記1の場合、B説によれば、偽証罪は成立しない。

3 証人が客観的事実に反しないと思いながら自己の記憶どおりに陳述したが、それが客観的事実に合致していない場合、A説によれば、偽証罪が成立する。

4 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反すると思いながら陳述し、それが客観的事実に合致していない場合、A説によっても、B説によっても、偽証罪が成立する。

5 証人が自己の記憶に反する事実を客観的事実に反しないと信じて陳述したが、それが客観的事実に合致していない場合、A説によれば、偽証罪は成立しない。

169 条は、「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3月以上 10 年以下の懲役に処する」と規定するところ、A説は、「虚偽の陳述」とは、客観的事実に反する陳述をいうとする見解であり、B説は、「虚偽の陳述」とは、自己の記憶に反する陳述をいうとする見解である。

また、38 条 1 項本文は、「罪を犯す意思がない行為は、罰しない」と規定する。

1. ○

A説によれば、証人の陳述が客観的事実に合致していた場合、「虚偽の陳述」をしたとはいえないから、偽証罪は成立しない。

2. ×

B説によれば、証人が自己の記憶に反する事実を陳述した場合、「虚偽の陳述」をしたといえるし、「罪を犯す意思」も認められるので、偽証罪が成立する。

3. ×

A説によれば、証人の陳述が客観的事実に合致していない場合、「虚偽の陳述」をしたといえる。しかし、証人が客観的事実に反しないと思いながら陳述した場合、「罪を犯す意思」が認められない。したがって、偽証罪は成立しない。

4. ○

まず、A説によれば、証人の陳述が客観的事実に合致していない場合、「虚偽の陳述」をしたといえる。また、証人が客観的事実に反すると思いながら陳述した場合、「罪を犯す意思」も認められる。したがって、偽証罪が成立する。

次に、B説によれば、証人が自己の記憶に反する事実を陳述した場合、「虚偽の陳述」をしたといえるし、「罪を犯す意思」も認められる。したがって、偽証罪が成立する。

5. ○

A説によれば、証人の陳述が客観的事実に合致していない場合、「虚偽の陳述」をしたといえる。しかし、証人が客観的事実に反しないと信じて陳述した場合、「罪を犯す意思」が認められない。したがって、偽証罪は成立しない。

なお、判例（大判大 3.4.29【百選II 120】）は、要旨、「偽証罪は証言の不実なることを要件とするものに非ざるを以て、証言の内容たる事実が真実に一致し若くは少なくとも其不実なることを認むる能わざる場合と雖も、苟も証人が故らに其記憶に反したる陳述を為すに於ては偽証罪を構成するものとす」としており、B説に立っている。

⇒ 2022 総合講義・287 頁